

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する  
厚生労働大臣から一般社団法人日本形成外科学会の意見及び要請

(研修の機会確保に関すること)

- 出産や育児だけでなく、地域枠医師を含め合理的な理由のある専攻医に対して十分に配慮したカリキュラム制度の実施など専門医制度整備指針等を遵守した専門医制度の構築を行い、専攻医に対して示し、毎年何名対応したか公開すること。